

移動支援・通学支援事業統合に伴う説明会 事業変更説明資料

令和5年8月2日・10日

障害福祉課 総合相談担当

1. 事業統合に至った経緯

通学支援の単価を見直し、移動支援と同額にすることで事業者の確保を図り、利用者が十分な支援を受けられるようにするため。

2. 変更点について

- (1) 移動支援と通学支援はそれぞれ申請し、支給決定を受ける。支給決定自体は別であるため、それぞれで支給された時間数の中でサービスを利用する。(移動支援の利用時間数が余ったからといって、通学支援に充てることはできない)→ガイドライン P.3 下参照
- (2) 移動支援と同様に、通学支援に関しても「身体介護あり・なし」の区分を設定し、それに応じてサービス費が変わる。(移動支援と同じ聞き取りの方法)、(すでに移動支援を利用しており、区分が出ている利用者に関しては通学支援にも同じ区分が引き継がれる)→ガイドライン P.7 下参照
- (3) サービス費が移動支援と統一→ガイドライン P. 8 参照

3. 事業統合の時期

令和5年10月1日から開始

4. 今後について

現在の通学支援の利用者の皆様には、8月より順次個別に連絡をし、身体介護のありなし、支給時間数について聞き取りをし、申請書の提出を依頼する。

9月に支給決定をした上で、新しい支給量を時間数で記載した受給者証を送付する予定。

送付時期は、10月中の予定。